

(国研) 土研監第71号  
令和5年6月21日

国立研究開発法人 土木研究所

理事長 藤田光一 殿

国立研究開発法人 土木研究所

監事 金井徳幸



監事 佐藤智香



### 令和4事業年度「監査報告」について

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき

国立研究開発法人土木研究所の令和4事業年度の監査報告を作成したので、

国立研究開発法人土木研究所監事監査要綱第9条の規定により別紙のとおり

提出いたします。

なお、併せて、国土交通大臣に対する監査報告は、別紙と同一の内容を  
もって、監事から行うことを報告します。

## 令和4事業年度 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人 土木研究所（以下「研究所」という。）の令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要綱及び監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、総務・企画・研究開発等の各部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、経営会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、リスク管理委員会等への出席をはじめ、役職員等からその整備及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

同時に内部統制推進部門及び内部監査部門との連携を図り、取組状況について定期的に報告を受け、監査の実効性や効率性を高めるべく必要に応じて意見を伝えた。年度末には内部統制担当役員に対する総括ヒアリングを実施した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方針に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II. 監査の結果

1. 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見：

研究所の業務は、理事長のリーダーシップのもと、法令等に従い適正に実施され、「自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献」、「スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献」、「活力ある魅力的な地域・生活への貢献」の3つの研究開発テーマを構成する15の研究開発プログラムを柱に、新中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

平常時の研究業務のみならず、令和4年3月福島県沖を震源とする地震並びに令和5年2月トルコ国南東部地震に伴う災害発生時には、速やかな研究者の現地派遣、現地調査・被災原因分析の技術支援を行うなど、有事の対応においても自らの社会的使命を果たし貢献した。

また、業務運営等に関する事項については、喫緊の経営課題の一つである研究所の将来を担う人材の確保に関し、本年度も国家公務員試験合格を要件としない新方式での採用を実施するとともに、学位を有する者等の公募による経験者採用を行い、新卒・中途採用双方において母集団の形成をはじめ効果的な採用活動を展開し、要員の確保と育成及び適正配置に努めた。

2. 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見：

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。

研究開発法人として研究不正防止に関する対応、情報セキュリティへの対応及び調達等の合理化等、内部統制システムの整備及び運用に努め、概ね適切な研究所運営がなされている。

また、内部統制システムに関する理事長の職務執行について指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 研究所の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実：

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見：

会計監査法人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

また、太陽有限責任監査法人の職務の遂行体制は、適正な水準にあることを確認した。

5. 事業報告書についての意見：

事業報告書は、法令等に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

III. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 給与水準の状況：

役員の報酬及び職員の給与等の水準については、いずれも国家公務員の給与制度に準拠しており妥当であるものと認める。

また、理事長の報酬水準の妥当性についても、国家公務員の指定職俸給表に準拠しており、業務実績に鑑みても妥当であるものと認める。

2. 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況：

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、研究所が定めた調達等合理化計画に基づき、外部有識者及び研究所の監事で構成される契約監視委員会において調査・審議を行い、また四半期ごとに全ての公共調達案件を対象とした監事監査を実施するなど、定期点検・モニタリングの結果を通じ、適正に処理されているものと認める。

### 3. 研究所における事務・事業の見直し：

事務・事業の見直しについては、組織改編の一環として、研究ニーズの高度化・多様化、デジタル技術の進化等の変化に対応すべく、令和4年4月寒地技術推進室道東支所、令和5年4月同室道北支所を閉所し、その業務機能を寒地技術推進室に統合することを決定した。

また、事務用品等の購入及び施設管理業務等については、他機関と共同調達を実施するとともに、M P S（マネージド・プリント・サービス）の活用定着及びタブレット端末を導入したペーパーレス会議の運用等により、継続的なコスト削減とともに効率化が図られた。

外部からインターネットに接続可能なりモートアクセス環境の整備を行うとともに、電子決裁・文書管理システムの運用定着により、テレワーク等にも対応した業務運営体制の構築が図られ、所内手続きの簡素化・迅速化、文書の電子化、タイムリーな情報共有を推進するなど、効率化に向けた取り組みは妥当であるものと認める。

### 4. 保有資産について：

保有資産の見直しは、適正に実施されているものと認める。

令和5年 6月21日

国立研究開発法人 土木研究所

監事

金井徳幸 

監事（非常勤）

佐藤智香 